

平成21年度から



介護保険料が変わります!

町では、介護保険制度の健全な運営のために3年ごとに事業計画の見直しを行っており、今年(平成21年度)は第4期計画(平成21~23年度)の初年度にあたります。

介護保険料は、この3年間に必要な介護サービス費用をまかなうために定められることとなりますが、

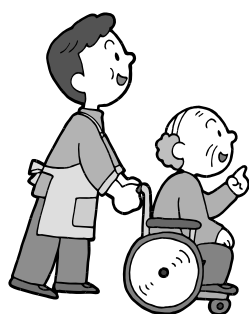
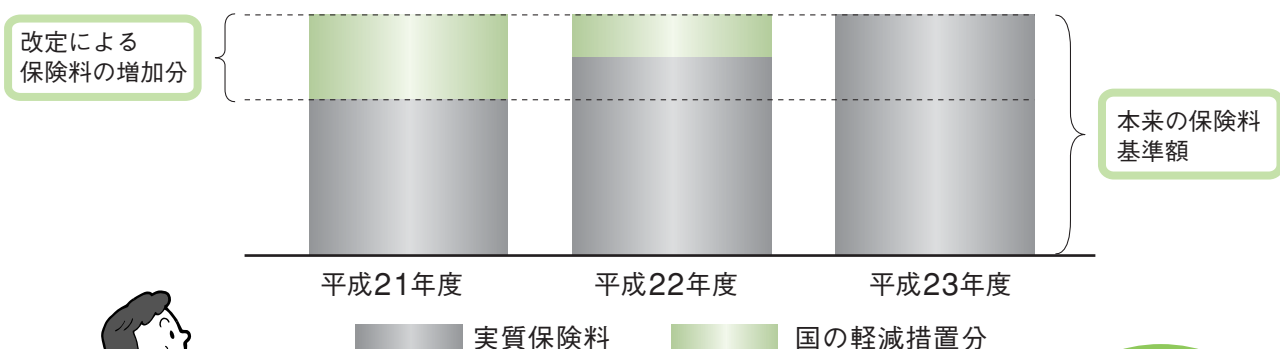
- ①税制改正による保険料の激変に対応する緩和措置が平成20年度で終了したこと
- ②介護従事者の処遇改善のため、プラス3%の報酬改定が平成21年4月に行われたこと
- ③介護サービスの利用者や利用量が増加傾向にあり、今後も増える見込みであること

以上のことから、介護保険料がこれまでよりも上がることとなりますが、急激な上昇とならぬよう、次のことにより介護保険料基準額を本来の額より低く設定することができました。

☆国の特別対策による保険料軽減措置

介護従事者処遇改善のための報酬改定による保険料の急激な上昇を抑制するため、国の特別対策による軽減措置が行われます。これは、改定による保険料上昇分について平成21年度は全額、平成22年度は半額を国が補助しますが、町ではこれを財源に平成21~23年度の3年間均等に保険料を軽減します。

国の基本的な保険料軽減イメージ



※三種町では3年間均等に軽減措置をすることとしました。

三種町の保険料軽減イメージ

